

令和5年3月9日

自動車局自動車情報課

自動車の廃車等に係る窓口の混雑緩和対策 ～新型コロナウイルス感染拡大防止～

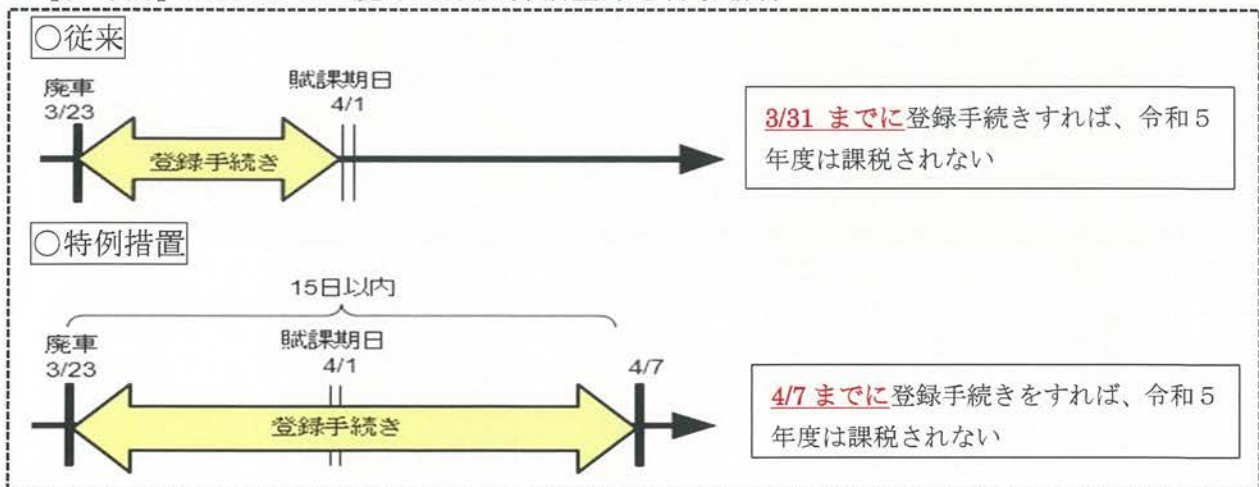
自動車の所有者に課される自動車税及び軽自動車税の賦課期日が4月1日であるため、廃車等の手続き（抹消登録等）を3月末までに終了させるよう申請が年度末に集中し、不特定多数の申請者が全国の運輸支局等及び軽自動車検査協会の窓口を訪れる傾向がありますが、極力3月中の来庁を避けて頂きますようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、総務省との協議の結果、今年度も、「3月中に廃車や使用停止を伴う所有権変更が行われ、かつ、15日以内に所定の手続きがなされたものであれば、当該手続き及び税申告が令和5年4月以降であっても3月中に事由が発生したことを前提として課税処理を行っていただきたい」旨、総務省から地方自治体へ通知されておりますのでお知らせいたします。

【登録自動車における特例対象手続き】

- ・ 永久抹消登録を行う場合
- ・ 移転登録及び一時抹消登録を同時に行う場合
- ・ 移転登録及び輸出抹消仮登録を同時に行う場合

【参考例】 3月23日に廃車し永久抹消登録を行う場合



<お問い合わせ先>

自動車局自動車情報課 藤城、西脇 TEL：03-5253-8587（直通）

代表：03-5253-8111（内線：42116）

軽自動車に関するお問い合わせはこちら → <https://www.keikenkyo.or.jp/>

軽自動車検査協会経営企画部 田尻、高田 TEL：03-6279-4007（直通）

事由発生日から15日以内となる日

事由発生日 (譲渡年月日、解体報告記録日)	15日以内 (土曜・日曜にあたる場合は月曜まで)
令和5年3月17日 (金) のとき	令和5年4月3日 (月) までに登録
令和5年3月18日 (土) のとき	令和5年4月3日 (月) までに登録
令和5年3月19日 (日) のとき	令和5年4月3日 (月) までに登録
令和5年3月20日 (月) のとき	令和5年4月4日 (火) までに登録
令和5年3月21日 (火) のとき	令和5年4月5日 (水) までに登録
令和5年3月22日 (水) のとき	令和5年4月6日 (木) までに登録
令和5年3月23日 (木) のとき	令和5年4月7日 (金) までに登録
令和5年3月24日 (金) のとき	令和5年4月10日 (月) までに登録
令和5年3月25日 (土) のとき	令和5年4月10日 (月) までに登録
令和5年3月26日 (日) のとき	令和5年4月10日 (月) までに登録
令和5年3月27日 (月) のとき	令和5年4月11日 (火) までに登録
令和5年3月28日 (火) のとき	令和5年4月12日 (水) までに登録
令和5年3月29日 (水) のとき	令和5年4月13日 (木) までに登録
令和5年3月30日 (木) のとき	令和5年4月14日 (金) までに登録
令和5年3月31日 (金) のとき	令和5年4月17日 (月) までに登録

令和5年3月9日

同時発表 国土交通省自動車局

自動車の廃車等に係る窓口の混雑緩和対策 ～新型コロナウイルス感染拡大防止～

自動車の所有者に課される軽自動車税の賦課期日が4月1日であるため、廃車等の手続き（自動車検査証返納等）を3月末までに終了させるよう申請が年度末に集中し、不特定多数の申請者が全国の軽自動車検査協会の窓口を訪れる傾向がありますので、極力3月中の来所を避けて頂きますようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、総務省との協議の結果、今年度も「3月中に廃車や使用停止を伴う所有者の変更が行われ、かつ、15日以内に所定の手続きがなされたものであれば、当該手続き及び税申告が令和5年4月以降であっても3月中に事由が発生したことを前提として課税処理を行っていただきたい」旨、総務省から地方自治体へ通知されておりますのでお知らせいたします。

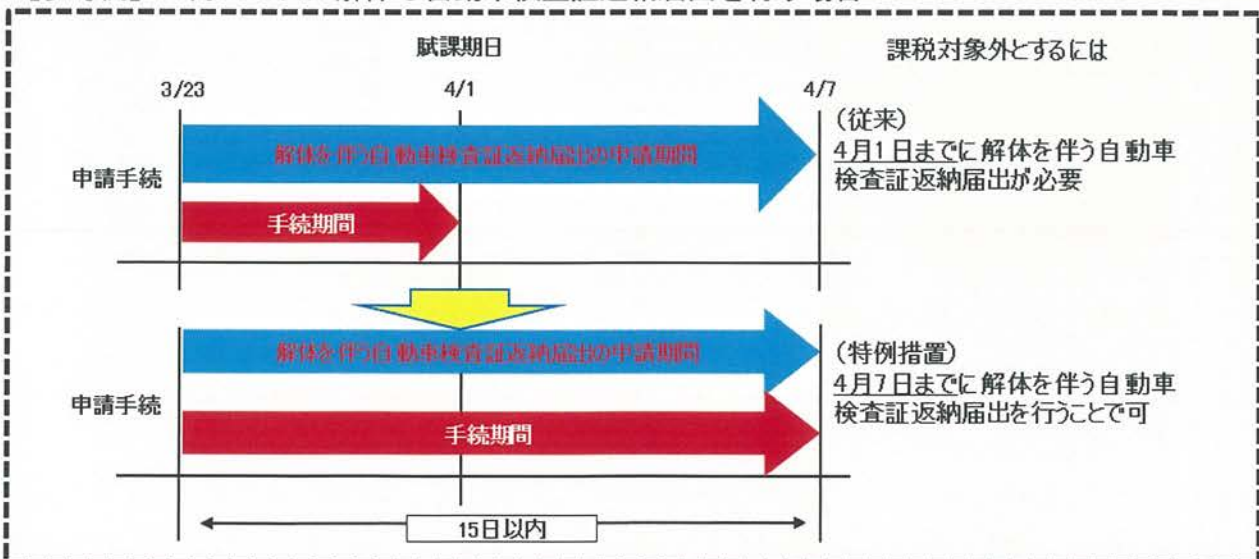
【軽自動車における特例対象手続き】

- ・解体を伴う自動車検査証返納届出を行う場合
- ・所有者名義変更及び自動車検査証返納届出を同時に行う場合
- ・所有者名義変更及び輸出予定届出を同時に行う場合

※特例手続きについては、申請書類の他、申立書が必要となります。

申立書につきましては、本ページからダウンロードして印刷いただくか、当協会窓口にて配付しておりますので、その旨お申し出ください。

【参考例】3月23日に解体し自動車検査証返納届出を行う場合



連絡先

軽自動車検査協会 経営企画部 田尻、高田
 住所 東京都新宿区西新宿 3-2-11
 電話 03-6279-4007

事由発生日から15日以内となる日

事由発生日 (譲渡年月日、解体報告記録日)	15日以内 (土曜・日曜にあたる場合は月曜まで)
令和5年3月16日 (木) 以前	本取扱いの対象外
令和5年3月17日 (金) のとき	令和5年4月3日 (月) までに届出
令和5年3月18日 (土) のとき	令和5年4月3日 (月) までに届出
令和5年3月19日 (日) のとき	令和5年4月3日 (月) までに届出
令和5年3月20日 (月) のとき	令和5年4月4日 (火) までに届出
令和5年3月21日 (火) のとき	令和5年4月5日 (水) までに届出
令和5年3月22日 (水) のとき	令和5年4月6日 (木) までに届出
令和5年3月23日 (木) のとき	令和5年4月7日 (金) までに届出
令和5年3月24日 (金) のとき	令和5年4月10日 (月) までに届出
令和5年3月25日 (土) のとき	令和5年4月10日 (月) までに届出
令和5年3月26日 (日) のとき	令和5年4月10日 (月) までに届出
令和5年3月27日 (月) のとき	令和5年4月11日 (火) までに届出
令和5年3月28日 (火) のとき	令和5年4月12日 (水) までに届出
令和5年3月29日 (水) のとき	令和5年4月13日 (木) までに届出
令和5年3月30日 (木) のとき	令和5年4月14日 (金) までに届出
令和5年3月31日 (金) のとき	令和5年4月17日 (月) までに届出
令和5年4月1日 (土) のとき	本取扱いの対象外

【注】4月3日～4月17日の申請は申立書が必要となります。